美肌県しまね推進事業補助金

提出書類チェックシート　及び　留意事項

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 代表申請者名　 |  |
| ※共同の場合は全ての共同申請者 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 項目 | チェック欄☑ |
| １ | 交付申請書（様式第１号）及び（別添）事業計画書　※２部（紙ベース） |  |
| ２ | 【別紙２】収支計算書（エクセル） |  |
| ３ | 申請者の会社（事業）概要（任意様式：パンフレット等で可）※共同申請の場合はすべての申請者分 |  |
| ４ | 県税納税証明書（写し可・申請日から３か月以内に発行されたものに限る）（全税目について、未納・滞納がないこと）※共同申請の場合はすべての申請者分 |  |
| ５ | 共同申請の場合、コンソーシアム協定書等事業者間の役割や、経費負担の内訳実績がわかるものの写し |  |
| ６ | 振込先口座の通帳の写し（見開き１ページ目の口座名義がわかる箇所のコピー） |  |
| ７ | 以下「※留意事項」をすべて確認後、チェック☑してください。 |  |

※本書を両面印刷し、提出書類に添付してください。

※留意事項

⑴　申請書類２部のうち、１部は県で補助金業務のために利用し、もう１部は主な事業の実施地となる市町村の観光担当部署に提供します。なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。また、提出書類等の返却はしません。

⑵　採択した事業の内容については、その概要（補助事業者名、補助金額、事業概要）をホームページ等で広く公表する場合があります。

【美肌県しまねのＰＲにつながる取組内容】

⑶　美肌県しまねの認知度向上・イメージ定着につながるよう、本補助事業内でＰＲ物を作成し、補助事業者自らが「来訪者に向けたＰＲに取り組むこと」を必須としています。「美肌県しまね」や「ご縁も、美肌も、しまねから。」など、県で使用しているロゴ入りの掲示物を常設するなど、積極的に取り組んでください。なお、ロゴは使用許諾申請をいただければ使用可能です。

（以下は、事業採択後に必要となる事項です。ご了解の上、申請してください。）

⑴　対象経費を確認するため、契約前に費用の内訳が確認できる書類を提出すること。

⑵　物品やサービスなどを発注する場合には、複数の事業者から見積もりを取り、より安価な発注先を選ぶこと。なお、複数事業者から見積もりを取ることが困難な場合は、随意契約とする理由書（様式任意）を作成すること。

⑶　実績報告時はすべての支出及び収入にかかる証拠書類（契約書、請求書、納品書、領収書の写し）の提出を求めるので、必ず保管すること。

⑷　商品のＰＲを兼ねたモニターツアーの実施など、事業期間中においてもプレスリリースが可能な事案に関しては、積極的にメディア等へＰＲすること。

⑸　外部の意見等を取り入れながら進める体制を整え、２ヶ月に１回程度、関係者を集めたミーティングを主催すること。

【県の取組との連携】

⑹　県でも外部アドバイザーを委託する予定であり、補助事業者とキャッチコピーやコンセプト等の打ち出し方など方向性の調整や、販売促進に向けた助言等を行う。その際は、助言に対する改善策をすみやかに提示するなど効果的な事業遂行と、「美肌県しまね」全体として統一感のあるイメージ発信に向けて協力すること。

⑺　県から提供するＰＲ物（コンセプトブック等）を配架するなど、美肌県しまねのＰＲに協力すること。

⑻　本事業で造成する商品ＰＲ用の写真素材を整備し、事業完了後は、島根県へ共有の上、島根県の各種媒体でも使用できるようにすること。

⑼　本事業で造成する商品を、県公式ＷＥＢサイト「しまね観光ナビ」の「体験・現地ツアーページ（カテゴリ：美肌体験）」に掲載すること。

⑽　次年度以降、県として様々な機会（プレスリリース、しまね観光ナビ、観光情報説明会、メディア取材先の紹介等）で積極的に商品をＰＲしていくので、本事業についての事例発表や観光情報説明会での商品紹介、各種広報への取材等に引き続き協力すること。